

寄居町監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに寄居町監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和3年10月26日

寄居町監査委員 花輪 敏男

記

1. 実施日
10月 6日（水） 午前9時00分～午後2時40分
10月 7日（木） 午前9時00分～午後3時00分
2. 実施場所 寄居町役場第3委員会室及び現地
3. 監査対象
 - (1) 委託料
 - ①人事評価制度支援業務委託料
 - ②後期基本計画策定業務委託料
 - ③地域おこし協力隊事業委託料
 - ④ハザードマップ作成業務委託料
 - ⑤有機農業実践講座運営委託料
 - ⑥病後児保育事業委託料
 - (2) 補助金
 - ①地域活動支援センター運営費等補助金
 - ②エコハウス推進事業補助金
 - (3) 使用料・工事請負費・備品購入費
 - ①電子図書館システム使用料
 - ②備品購入費（電子図書購入）
 - ③中学校施設整備工事
城南中学校体育館外面鉄部外塗装改修工事
 - ④旧城南保育所解体工事
 - ⑤寄居駅周辺街路整備工事
寄居駅周辺地区電線共同溝整備工事（その2）
 - ⑥寄居駅周辺街路整備工事
中央通り線整備工事（その2）

4. 監査目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合しているか、事務事業の執行が法令に適合しているか、また、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、寄居町監査基準(令和2年4月施行)及び令和3年度寄居町監査計画に基づき、令和3年度定例監査を実施した。

なお、監査にあたっては、町民の視線から執行状況を確認することにより、行財政運営の健全性と透明性の確保を図るとともに、住民福祉の増進に資することに意を用いた。

5. 監査結果

(1) 委託料

①人事評価制度支援業務委託料

- ・評価の結果について
- ・契約方法について
- ・他市町村の導入状況について
- ・評価の流れについて
- ・被評価者へのフィードバックについて
- ・研修の方法について
- ・導入当初の業者選定について

②後期基本計画策定業務委託料

- ・後期基本計画の議会の議決について
- ・契約方法について
- ・仕様書の金額欄について
- ・予定価格の設定について
- ・計画期間について
- ・打合せ会議の内容について
- ・進捗状況について

③地域おこし協力隊事業委託料

- ・事業期間について
- ・募集広告について
- ・空き家相談件数について
- ・活動経費について
- ・協力隊の身分について
- ・協力隊の活動時間等の制約について
- ・国県からの支援について

④ハザードマップ作成業務委託料

- ・改訂内容について
- ・事業者の選定について
- ・契約金額について
- ・指名業者について
- ・国からの補助金の割合について
- ・ハザードマップの配布予定について
- ・予定価格について

⑤有機農業実践講座運営委託料

- ・塾生について
- ・受講期間について
- ・収穫した作物について
- ・受講料について

⑥病後児保育事業委託料

- ・看護師の配置基準について
- ・病児保育について
- ・病後児保育室の収容人数について

(2) 補助金

①地域活動支援センター運営費等補助金

- ・補助対象となった経緯について
- ・補助金の対象となる事業所について
- ・県の補助事業について
- ・対象事業所の利用者について
- ・実績報告書の確認について
- ・交付申請書に添付された予算見込書について

②エコハウス推進事業補助金

- ・補助金の申請状況について
- ・財源について
- ・一般家庭での設置費用について
- ・補助金の上限額について
- ・太陽光パネルの耐用年数について
- ・太陽光発電システムのメリットについて
- ・補助対象の範囲について

(3) 使用料・工事請負費・備品購入費

- ① 電子図書館システム使用料
- ② 備品購入費（電子図書購入）
 - ・事業者決定方法について
 - ・電子図書の数量について
 - ・電子図書の選定方法について
 - ・備品としての管理方法について
 - ・電子図書の利用期間について
 - ・1カ月の貸出点数について
 - ・利用登録者数について
 - ・備品購入契約について

③ 中学校施設整備工事

城南中学校体育館外面鉄部外塗装改修工事

- ・なし

④ 旧城南保育所解体工事

- ・旧城南保育所の築年数について
- ・跡地の利用方法について
- ・敷地面積について

⑤ 寄居駅周辺街路整備工事

寄居駅周辺地区電線共同溝整備工事（その2）

⑥ 寄居駅周辺街路整備工事

中央通り線整備工事（その2）

- ・東京電力、NTTの費用負担について
- ・電線類の維持管理について
- ・供用開始時期について

6. 講評

今回の定例監査では、書類審査8件及び書類審査のほか現地調査を伴う審査6件について、前記4の監査目的を踏まえ、提出された調査票、関係書類等の確認及び担当職員からの説明聴取等に基づいて実施した。

このうち「委託料」については、人事評価制度支援業務委託料など6件について、委託内容及び委託先の選定は適切か、所期の成果が得られるかの確認を行った。

また、「補助金」については、地域活動支援センター運営費等補助金など2件について、補助等の目的及びその手続き、公益上の必要性、またその効果等について確認を行った。

さらに「使用料」、「工事請負費」及び「備品購入費」については、電子図書館システム使用料など6件について、整備状況等の確認を行った。

以上について慎重に審査を行った結果、以下の所見のとおり概ね適正に執行されていると認められた。なお、一部の事業等については、見直しが必要と認められる事項も見受けられたので、慎重に検討し適切に対応されたい。

(1) 委託料

人事評価制度支援業務委託料は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び寄居町職員人事評価実施規程（平成31年寄居町訓令第3号）により実施する職員の人事評価をより効果的・効率的に運用するため、平成27年度に構築及び試行運用した人事評価制度 Web システムの運用及び必要な研修実施を委託するものである。

本制度導入の検討を開始した時点では、受託可能な事業者が限定されていたなどの事情があり、本件の委託先事業者はその検討段階から「随意契約」で委託し、それ以降、本業務については当該事業者「随意契約」により毎年度委託している。

なお、業務委託仕様書の「業務の目的」は、単に委託内容の説明にとどまることなく、外部委託の目的、その理由をより明確に記載することが適当である。

後期基本計画策定業務委託料は、第6次寄居町総合振興計画後期基本計画策定に係る支援業務と同計画の冊子の編集印刷業務を委託するものである。

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行により、市町村における基本構想の策定義務規定が廃止されたが、現在も多くの市町村で基本構想及び基本計画の策定が行われている。本町においても、平成29年度を初年度とする第6次総合振興計画が策定され、現在のまちづくりが進められている。

また、寄居町議会の議決すべき事件を定める条例（平成28年寄居町条例第17号）により、基本構想及び基本計画とも議決事件としている。

令和3年度は、本件業務委託の2年次目にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号を根拠に「随意契約」で事業者と契約している。本件の契約書には、「令和3年度業務委託仕様書」（以下「本件仕様書」という。）として、委託費の内訳表（費目及び工種ごとに一式と記載）及び一位代価表（内訳表の工種を費目欄に記載し、工種欄に技師A・B・C、技術員等と記載されたもの）が綴じこまれている（契約書に添付する規定はないが、綴じこむことにより受託者は当該技師等に相当する能力がある者を業務に従事させることになるとの説明あり）。

委託業務契約は、業務委託仕様書に基づき業務支援や成果品を納入することが契約上の履行義務であり、本件仕様書の添付が委託契約に不可欠なものとは言い難く、また、プロジェクトチームによる支援の回数や打合せ会議の回数などは、業務委託仕様書の「業務内容」に記載することにより補完できるものと思われる。

また、業務の名称を「第6次寄居町総合振興計画後期基本計画策定業務委託」としているが、町が主体となるべき「後期基本計画策定業務」そのものを委託するとの誤解を生ずるおそれがある。委託業務等の名称等の検討・決定にあたっては、当該業務等の内容を明確かつ適切に表示するものとされたい。

なお、本件の調査票に添付された支出負担行為決議書の契約方法欄に記載された「指名競争入札」は、事後確認したところ「随意契約」の誤りであった。庁内の審査

で指摘があり既に修正済とのことであるが、監査資料に訂正等があったときは、速やかな差し替え等の対応が望まれる。

地域おこし協力隊事業委託料は、総務省の地域おこし協力隊推進要綱（平成21年総行応第38号）に基づき実施するもので、本町においては2年次目となり、現在2名の協力隊員が精力的に活動し、成果を上げつつある。

なお、協力隊員への委託期間は3年間に限られることなどから、全国的に見るとその成果及び評価については、ばらつきがある。今後とも意欲ある協力隊員を確保し、その意欲的な活動により地域の活性化や定住促進につなげることを期待したい。

ハザードマップ作成業務委託料は、平成31年2月に作成した「土砂災害・地震・洪水ハザードマップ」に国等の最新情報を盛り込むため改訂するものである。「指名競争入札」を行ったことにより、落札率は44.8%であった。

全国的に自然災害が大規模化していることから、改訂されたハザードマップを活用し、町民に対し居住地域の危険性を周知するなど、防災・減災への取り組みが求められる。

有機農業実践講座運営委託料（よりい週末有機農業塾業務委託）は、「寄居町農林業振興ビジョン（平成30年策定）」に基づき、多様な担い手の育成を図るために令和3年度から実施するもので、講座申込者は一定数あり意欲ある受講者が確保されている。

圃場の管理及び作物の状況も良好であり、新たな担い手の確保、遊休農地対策など所期の目的に結び付けていく必要がある。

病後児保育事業委託料は、寄居町病後児保育事業実施要綱（令和3年寄居町告示第24号）に基づき、令和2年度に実施した用土保育所民営化・病後児保育事業による施設整備を踏まえ、令和3年度から実施するものである。

病後児保育は、保護者とりわけ母親の働き方を支援するものであるが、監査実施時の登録者数は29名、うち利用者数は延べ5名であり、想定利用者数から乖離がある。新設された制度の活用を図るため、今後とも利用状況の把握や制度の周知に努められたい。

（2）補助金

地域活動支援センター運営費等補助金は、主に精神障害者が自立した日常生活が送れるよう、生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図ることを目的としている。令和3年度は新型コロナ等の影響もあり、社会との交流は制限されている。

なお、この補助金は、福祉団体等に対する補助金等交付要綱（平成31年寄居町告示第120号）に定める目的以外に使用しないこととされており、補助金実績報告書の経理区分及びその実績額を確認した上で補助額の確定を行うなど、適正な補助事業の事務執行が望まれる。

エコハウス推進事業補助金は、再生エネルギーの利用促進を図るため、平成25年度から推進しているものである。

近時、太陽光エネルギーへの関心の高まりや住宅建設事業者の積極的な取り組みにより、この補助金に対する需要が拡大しており、令和3年度補正予算（第3号）で75

万円を増額し、予算額を225万円としている。今後とも事業の周知に努め、クリーンエネルギー普及促進の一助とされたい。

(3) 使用料・工事請負費・備品購入費

電子図書館システム使用料は、電子図書館システムを導入した令和2年度から計上しているものである。電子図書館については購入数も増加しており、監査時点では3,090点となっている。また、令和3年9月の実績では801点が利用され、利用登録者数も1,938人(9月時点)と増加している。

しかしながら、購入した電子図書館の利用は2年間に限られ、2年後は契約期間が満了し利用できなくなる(ただし、寄居町電子図書館用電子書籍購入基本契約書及び納入仕様書には具体的記載がない)。また、現在購入できる電子図書館は、小説の新刊本など利用希望が多いものは少なく、レシピ本など実用書が多い。

なお、電子図書館の購入は予算上「備品購入費」に区分されているが、電子図書館は寄居町財産規則(平成18年寄居町規則第8号)に規定する「物品」として整理するには馴染まないところがある。他自治体では、備品購入費以外で処理している事例もあり、本町でも「使用料及び賃借料」の区分で対応することについて検討されたい。

中学校施設整備工事(城南中学校体育館外面鉄部外塗装改修工事)は、風雪や経年劣化により錆などが激しい部分について塗装改修を実施し、施設の延命化を図るものである。事業対象以外の学校施設についても、公共施設等総合管理計画との整合性を踏まえながら、必要な延命化対策を実施されたい。

旧城南保育所解体工事は、男衾保育所への統合により役割を終えた城南保育所の解体を行うものである。跡地は町道に広く接道し、形状も良好であることから、有効な跡地活用を検討されたい。

寄居駅周辺地区電線共同溝整備工事(その2)及び中央通り線整備工事(その2)は、東京電力やNTTとの費用負担や占用料、維持管理等について関係者間の調整・協議を適切に行うとともに、工事の施工等には万全を期されたい。

(4) その他

支出負担行為の手続きは、寄居町予算規則(昭和47年寄居町規則第7号)第18条に規定される所であり、支出負担行為決議書の様式は、別表第3中様式第12号に規定されている。

令和2年度の定例監査において、監査対象事業の関係書類として確認した支出負担行為決議書(写し)の中に、「消費税額」及び「契約方法」について未記入のものが見受けられたが、その後「消費税額」については所要の検討及び改善がなされたところである。しかしながら、「契約方法」については、現在も記入・未記入が混在し、未だ徹底されていないとみられる。

支出手続きの前提事務である支出負担行為は、町長や専決権限を有する職員の重要な職務であり、支出負担行為決議書により適時適切に行われる必要がある。

このほか、寄居町予算規則第18条第2項の規定では、支出負担行為をする場合、

1 件の予定価格 1 0 0 万円以上のときは、あらかじめ会計管理者に合議することが規定されているが、提出された支出負担行為決議書の決裁欄には、会計管理者の押印欄がないことから、合議は確認できなかった。

また、地方自治法第 2 3 2 条の 3 に規定する支出負担行為とは別に、これと並行し、又は事前に契約締結の伺いが起案・稟議されており、事務手続きが重複しているのではないかと思われる処理がなされている。加えて、支出負担行為日が記入済である決議書が契約締結の起案に供されており、財務会計システム処理上の制約もあろうが、通常、支出負担行為日が記入された決議書が決裁権者への起案に供されることは考え難い。

については、事務簡素化の観点から、支出負担行為と契約締結伺いの一本化及び契約付属書類の簡素化について検討されたい。

なお、寄居町予算規則第 1 9 条第 1 項中「監理する時期」は、「整理する時期」の誤りと思われる。